

地域やる気支援補助金選考委員会の委員選任に関する基本方針（案）

1 委員の選任

地域やる気支援補助金は住民自治協議会を交付対象主体としていることから、都市内分権の趣旨や住民自治協議会の活動内容等を熟知している都市内分権審議会委員の中から選任することとする。

また、多角的な立場からの選考が理想的であるとともに、他の類似補助制度に詳しい市職員を加えることとする。

2 委員の人数

都市内分権審議会の全委員では、選考に時間を要する可能性が高いなど、能率が下がる可能性があるため、数名にする。

選考は最低点と最高点を出した選考委員(各 1 名)の得点を除外し、残りの選考委員の合計得点を各協議会の獲得点数としたいことと、同点の場合は選考委員の多数決での決定を想定していることから、5 から 9 名の奇数人とする。

3 市議会議員と住民自治協議会会長等の扱い

都市内分権審議会委員には 8 名の市議会議員と 3 名の住民自治協議会会長が含まれているが、ともに公平性の観点から選任しないものとする。

また、平成 22 年度から廃止となる連合組織の代表者 3 名の扱いについては、組織自体が存在しないことから選任しないものとする。

4 委員の構成

市議会議員と住民自治協議会会長等を除く学識経験者 4 名、民間諸団体の代表者 7 名及び公募委員 5 名の中から数名を選任するものとする。

5 委員の任期

都市内分権審議会委員の任期が平成 21 年 8 月から平成 23 年 7 月までの 2 年間であることから、平成 22 年 4 月（22 年度分の選考）から平成 24 年 3 月（23 年度分の選考）までの同じく 2 年間とする。

6 その他

選任された審議委員には 5 月上旬に選考いただくことから、今年度から来年度にかけて具体的な選考基準や方法について説明させていただく。

併せて、募集期間内に申込みのあった事業について概要を説明させていただく。